

## 八日市文化芸術会館・あかね文化ホール友の会規約

### (設 置)

第1条 公益財団法人東近江市地域振興事業団（以下「事業団」という。）が主催する自主文化事業等の鑑賞をとおして、東近江市の文化芸術振興に寄与することを目的に、八日市文化芸術会館・あかね文化ホール友の会（以下「友の会」という。）を設置します。

### (会員・会費)

第2条 会員とは、本会の趣旨に賛同し、本規約を承認の上、第3条に定める会費を納めた方をいいます。

第3条 友の会の年会費は、1,500円とします。

2. 前項により納入された会費は、いかなる理由があっても返還しないものとします。

### (入会手続き)

第4条 友の会に入会しようとする者は、次のいずれかの方法により申し込むものとします。

(1) 会費を添えて、各ホールの事務所へお申込みください。

(2) 最寄りのゆうちょ銀行で、「払込取扱票」にて会費をお振り込みください。(振込手数料はお客様負担)

### (会員証)

第5条 会員には、会員証を発行します。

2. 会員証は、会員のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

3. 会員証の紛失や盗難にあった場合は、速やかに友の会事務局に連絡するものとします。

4. 会員証の再発行は、手数料として300円が必要となります。

### (会員の期間)

第6条 会員の有効期限は、各年4月1日より翌年3月31日までの1年間とします。なお、4月1日以降に入会された場合は、入会した日から3月31日までとなります。

### (会員の特典)

第7条 会員は、次の各号に掲げる特典を有するものとします。

(1) 事業団が指定する自主文化事業に使用できる「助成券」を差し上げます。

「助成券」(500円×3枚)は、第6条の期間内に開催する事業で、1事業につき1枚のみの使用となります。

(2) 事業団が指定する自主文化事業の入場券の先行予約

先行予約は、一般発売日の1週間前から前日の12時まで、電話とメールでの受付となります。

ただし、電話での受付は公演等開催館のみとします。

(3) 催事案内の送付

(4) 喫茶セリーヌと喫茶<sup>あかね</sup>明歌音にて、1回500円以上の飲食につき「助成券」を1枚使用できます。

2. 前項の入場券の購入の際は、必ず会員証を提示してください。

ただし、一般発売開始日から2週間以内に公演会場にて購入してください。1カ月を過ぎるとキャンセル扱いとなります。)

### (届け出事項の変更等)

第8条 会員の氏名・住所等に変更があった場合は、速やかに友の会事務局に連絡するものとします。

### (事務局)

第9条 友の会に関する事務は、東近江市立八日市文化芸術会館が行うものとします。

### (その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営について必要な事項は、事業団が別に定めるものとします。

附 則 この規約は、平成21年4月1日から適用します。

附 則 この規約は、平成22年3月1日から適用します。

附 則 この規約は、平成25年2月1日から適用します。

附 則 この規約は、平成28年3月1日から適用します。

附 則 この規約は、平成31年3月1日から適用します。